

消費税法改正等に伴う託送供給等約款の変更届出について

2019年8月21日
北陸電力株式会社

2019年10月1日から消費税率が引き上げられること等に伴い、当社は、本日（8月21日）、2019年10月1日を実施日とする託送供給等約款の変更の届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、2019年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、料金単価に消費税率の変更を反映するため、本日、託送供給等約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

また、2019年11月以降、住宅用太陽光発電に係るFIT買取^{*}期間が順次終了していくことに伴い、必要となる供給条件の見直しを行いました。

1. 主な変更内容

(1) 料金単価の見直し

料金単価を8%の税込単価から10%への税込単価へ見直しました。

(2) 住宅用太陽光発電に係るFIT買取期間終了を契機とした対応

1 発電場所でFIT発電設備と非FIT発電設備が併設する場合等の計量方法の規定を追加しました。

2. 実施時期

2019年10月1日

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度

以 上

別紙：託送供給等約款の変更届出（概要）

託送供給等約款の変更届出（概要）

本日、当社が届け出た託送供給等約款の変更点は、主に以下の2点です。

（1）料金単価の見直し

料金単価を8%の税込単価から10%への税込単価へ見直しました。

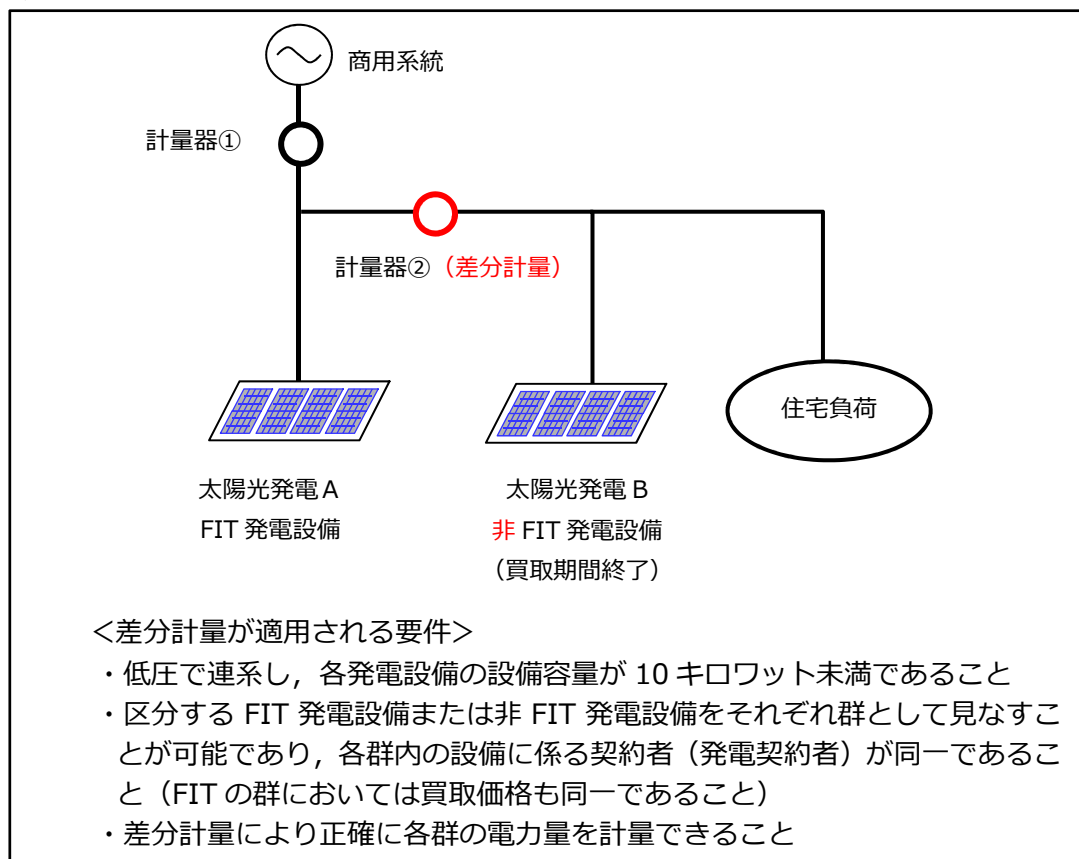
（2）住宅用太陽光発電に係るFIT買取期間終了を契機とした対応

FIT発電設備と非FIT発電設備が併設する場合、FIT制度による買取量を正確に計測する必要があることから、従来、非FIT発電設備からの逆潮流は禁止されていました。

しかし2019年11月以降、FIT発電設備の買取期間が順次終了していく中で、これらの電源の有効活用の観点から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」が改正されたことを踏まえ、以下の見直しを行いました。

従来	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> ・FIT発電設備と非FIT発電設備が併設する場合、<u>非FIT発電設備からの逆潮流は不可</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT発電設備と非FIT発電設備が併設する場合、<u>差分計量(下図)を適用することで、非FIT発電設備からの逆潮流が可</u>

差分計量による計量（イメージ図）



以上